

第5次岩手県食育推進計画

令和8年7月

岩 手 県

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 SDGsへの貢献	
4 計画の期間	
第2節 計画策定の背景	4
1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題	
第3節 計画の基本目標等	6
1 計画の基本目標と基本理念	
2 計画の施策体系	
第2章 食育を推進するための県の取組内容	8
第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	8
1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	
第2節 食の安全安心を支える食育の推進	18
1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	
2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	
第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	23
1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	
2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	
3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	
4 食文化や食生活の継承	
第4節 地域に根ざした食育の推進	29
1 食育推進県民運動の展開	
2 市町村や地域における食育の推進	
第3章 計画の推進・進捗管理	34
第1節 計画の推進体制	
第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表	
参考資料	41
1 食育に関するアンケート調査結果	
2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年7月に施行された食育基本法¹を踏まえ、平成18年2月に「岩手県食育推進計画（計画期間：平成18年度～平成22年度）」を策定するとともに、同年7月に岩手県食育推進ネットワーク会議²を設立し、本県の食育推進に総合的かつ計画的に取り組んできました。

また、令和3年3月に国が「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項として「第4次食育推進基本計画」を策定したことを踏まえ、同年3月に「岩手県食育推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を策定し、本県の食育を総合的に推進してきました。

この間、市町村で策定している食育推進計画に基づき、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域と行政が連携した取組を進める中で、食生活改善推進員³などボランティアの活発な活動や歯科保健活動の取組などにより、子どものむし歯有病者率が減少するなど一定の成果が表れましたが、働き盛りの世代を中心に栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合が増加していることに加え、子どもの肥満割合が、全国平均より高い状況にあることなど、改善が必要な課題も明らかになっています。

また、ライフスタイルや世帯構造の変化による孤食⁴等の問題や生活習慣病の増加、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承機会の減少、食品ロス⁵の増大、災害発生に対応した食の安全安心の確保など、食に関する新たな課題が発生しています。

さらに、家庭や地域での健全な食生活の実践が困難な場面が増え、食の在り方の変化等に伴う大人の食生活の乱れ、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、生産者と消費者の関係が希薄化するなどの課題が顕在化してきています。

こうした課題に対応するため、新たに「岩手県食育推進計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）」を策定し、岩手県の食育の推進に引き続き取り組むこととします。

¹ 食育基本法：国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

² 岩手県食育推進ネットワーク会議：食育に関係する機関・団体等の連携を促進し、全県的な食育を推進することを目的として平成18年に設立。令和7年4月現在の構成団体は44団体。構成員間の情報共有、食育推進県民運動の総合的企画、食育の普及啓発等の取組を行っている。

³ 食生活改善推進員：昭和30年以降「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、生涯における健康づくり活動を、食を通して地域において推進しているボランティア組織の団体で、岩手県では約4,000人が活動している。

⁴ 孤食：家族が異なる時間にそれぞれ食事をとること。

⁵ 食品ロス：食べられるのに廃棄される食品。

2 計画の位置づけ

(1) 「いわて県民計画（2019～2028）」の施策を具体化する計画

この計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」⁶の政策分野「安全」に掲げる「災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、安全で、安心を実感することができる岩手」の実現に向けた食育の施策の基本的な考え方を総合的にまとめ、かつ施策の方向をより明確なものとする実行計画です。

(2) 総合的な取組の協働指針

この計画は、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域、市町村や県など全ての食育関係者が協働して取り組む指針となるものです。

(3) 国の食育推進基本計画を基本とした計画

この計画は、食育基本法第17条の規定に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策について定める計画です。

（都道府県推進計画）

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更した時は、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(4) 岩手県食の安全安心推進条例を具体的に進めるための計画

この計画は、岩手県食の安全安心推進条例第18条に基づき、食育を具体的に進めるための計画です。

（食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発）

第18条 県は、県民が食の安全安心の確保に関する理解を深め、及び食品等の安全性等に関して適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

⁶ いわて県民計画（2019～2028）：県民一人ひとりがお互いに支えながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間として策定した県の総合計画。

3 SDGsへの貢献

平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれています。

この「持続可能な開発目標」は、「誰一人として取り残さない」の理念のもと、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しており、17 の目標から構成されます。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承など、SDGs の目標達成への貢献を見据えた取組の推進を図ります。



4 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

第2節 計画策定の背景

1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題

令和3年3月に策定した岩手県食育推進計画では、「全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと」を目標として、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、食の安全安心を支える食育の推進、食料供給県としての特性を生かした食育の推進及び地域に根ざした食育の推進の4つを取組の柱としてきました。

(1) 旧計画に基づく取組の成果と課題

① 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

むし菌のあるものの割合は、乳児、学童児とも毎年着実に減少し改善しています。

一方、児童生徒の朝食欠食率は、小学校、中学校、高等学校ともに年々少しずつ増える傾向が続いており、学年が上がるにつれて欠食率が高まる傾向が見られます。

また、肥満傾向のある子どもの割合は、令和2年度と比較し減少していますが、多くの年齢で全国を上回る状況にあります。

さらに、大人についても働き盛りの世代を中心に、栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合が高く、改善が進んでいない状況です。

今後は、全国的にも課題となっている朝食の欠食率の低減や、全国的にも高い肥満率、岩手県がワーストである脳卒中死亡率の改善等に向けて、子どもから大人まで地域のあらゆる場を通じた食育の推進が必要となっています。

② 食の安全安心を支える食育の推進

県民を対象とした食の安全安心に関する出前講座やリスクコミュニケーションの着実な実施に取り組んだ結果、購入する食品の安全性又は信頼性に不安を感じる人の割合は49.3%（令和元年度）から44.5%（令和6年度）に改善しているものの、依然として4割を超える県民が不安感を抱いています。

食に関する情報が氾濫する中、県民には食に関する正しい情報を適切に選択し活用することが求められることから、県民への食品の安全性に関する学習機会の提供や知識の普及により、安全な食品を選択する力を養う必要があります。

③ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

県内では、生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進に向け、小中学校等への農林漁業体験学習のインストラクター派遣や、グリーン・ツーリズム等による都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組が行われています。また、学校給食における県産食材の利用割合（金額ベース）は増加傾向、国産食材の利用割合（金額ベース）は横ばい傾向にあり、利用割合の更なる向上に向けた取組が求められています。

「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録され、世界に誇る文化となっています。一方で、国民のライフスタイル、価値観等、ニーズが多様化する中、日本の食文化の特徴である地域の特色ある食文化が失われつつあります。これまで、食の匠の認定や伝承活動を着実に進めており、今後も食文化を地域や家庭で受け継いでいくことが重要です。

また、県民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠で

あり、食を支える環境の持続に資する「環境負荷を低減する環境保全型農業の推進」や「食品ロスの削減」などの取組が求められています。

さらに、地産地消促進計画は全市町村において策定されましたが、今後も地元で育てた県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者の結びつきを更に強化するなどの取組への支援が求められています。

④ 地域に根ざした食育の推進

食育は、全ての県民の生涯にわたる重要な課題であり、県民一人ひとりが食育推進運動を進めていく必要があります。

県内各市町村で策定された食育推進計画に基づき食育の取組が進められていますが、今後も一層多様な関係者が協力して食育関連施策の実効性を高めていくためには、市町村や関係機関、民間団体との連携による食を通じた人づくり・地域づくりを可能とする更なる食育推進の展開が求められています。

(2) 食を取り巻く社会の変化

ア 家庭環境の変化に伴う食の多様化の進展と食生活の変化

近年の家庭環境の変化やライフスタイルの変化を背景とした「孤食」や「個食⁷」、また、「外食」や「中食⁸」などの、いわゆる「食の外部化」の進展による食の多様化が進んでいるほか、食に関する経済性志向や簡便化志向の高まりも見られています。特に、若い世代の食事の欠食率が高い状況に加え、脂質や塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足など大人においても栄養の偏りや食習慣の乱れが見られ、これらを一因とする肥満や生活習慣病が増加しています。

イ 食の安全安心に対する消費者の関心の高まり

産地偽装、食中毒の継続的な発生や、健康食品による健康被害等、県民の食に対する不安を増す新たな事案が発生しています。国の調査では、国民への食品安全に係る知識の普及については、継続的に取り組んでいるものの、「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合」は、近年伸び悩んでいます。

ウ 食を支える生産者と消費者との結びつきの重要性の高まり

改正食料・農業・農村基本法（令和6年6月5日施行）第14条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされたところであり、農業の生産現場の実態などに対する消費者の理解を深める観点からも食育の推進が重要となってきました。

全国的には農林漁業体験の参加者数が減少しており、食に対する感謝の気持ちの醸成や生産者と消費者との結びつきを深める取組が継続的に必要となっています。

⁷ 個食：複数で会食している場で、それぞれ別個のものを食べること。（家族で団欒を囲む中で、それぞれ違うものを食べているということ。）

⁸ 中食：本来、家の中で行われていた調理や食事を家の外部に依存すること。食品産業において、このような消費傾向に合わせて、調理食品や惣菜、弁当などの「中食（なかしょく）」を提供するようになっている。

第3節 計画の基本目標等

1 計画の基本目標と基本理念

《基本目標》

全ての県民が生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと

《基本理念》

岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育てます。

《スローガン》

『いきいき！健やか！岩手の食っ子！イーハトーヴの恵みを受けて』

なお、大人の皆さんには、基本的には、子どもの食育に積極的に関わることにより、自らの食生活を振り返り、改善していくことを期待します。

※ 「岩手の食っ子」とは、

食べることの大切さを理解し、安全安心な食べ物を選択する力を備えた、健康で元気な岩手の子どもを称したもので、そのように育ててほしいという願いを込めているものです。



いわての食育シンボルマーク

「毎月19日は食育の日」

2 計画の施策体系

基本目標を実現するため、①望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、②食の安全安心を支える食育の推進、③食料供給県としての特性を生かした食育の推進、④地域に根ざした食育の推進の4つの柱で取り組みます。

1 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進



- (1) 乳幼児等の健全な食習慣の形成
 - ・妊産婦や乳幼児の食事指導への支援など
- (2) 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成
 - ・学校における食育の推進など
- (3) 生涯にわたる健全な食習慣の形成
 - ・健全な食生活実践に向けた「大人の食育」の推進など

2 食の安全安心を支える食育の推進



- (1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進
 - ・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進など
- (2) 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進
 - ・食品表示に関する店舗への指導など

3 食料供給県としての特性を生かした食育の推進



- (1) 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進
 - ・生産者と消費者の結びつきを深める地産地消の取組の支援など
- (2) 環境に配慮した食料生産・消費の推進
 - ・環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進など
- (3) 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進
 - ・学校等における農林漁業体験学習の支援など
- (4) 食文化や食生活の継承
 - ・食の匠の活動支援など

4 地域に根ざした食育の推進



- (1) 食育推進県民運動の展開
 - ・食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化など
- (2) 市町村や地域における食育の推進
 - ・市町村等における食育推進の支援

第2章 食育を推進するための県の実施内容

第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

めざす姿

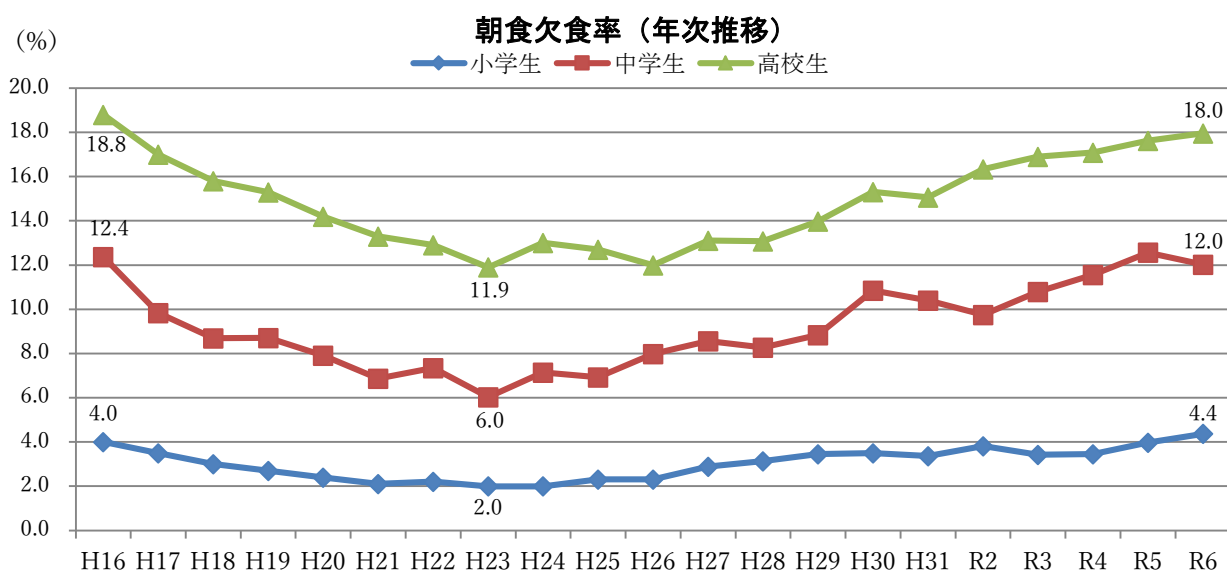
家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域等の多様な関係者がともに連携しながら、食育の取組が行われており、望ましい食習慣や知識の習得、健全な食生活の実践を通して、生涯にわたる健康な心と身体の保持増進と豊かな人間性を育んでいます。

現状と課題

- ◆ 乳幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる、食事づくりや食の選択など、「食を営む力⁹」を養うことが重要です。
- ◆ 朝食を欠食する子どもの割合は、近年増加の傾向がみられます。欠食の理由としては「食欲がない」「家族が朝食を食べる習慣がない」「朝食を食べる時間が取れない」が多く¹⁰、規則正しい就寝・起床等の基本的な生活習慣の乱れ等が影響していることが考えられます。

また、親世代となる働き盛り世代を中心に、主食・主菜・副菜をそろえるなど栄養バランスに配慮した食事をする者や、家族・友人などと一緒に食事をしている者の割合が減少しており、親世代のライフスタイルが子どもを含めた家庭全体に影響していることが考えられます。

こうした背景から、県民の食生活を支え、食を通じて消費者と日々接している食品関連事業者による取組や、従業員の健康や食に影響を与える職場での取組が求められています。

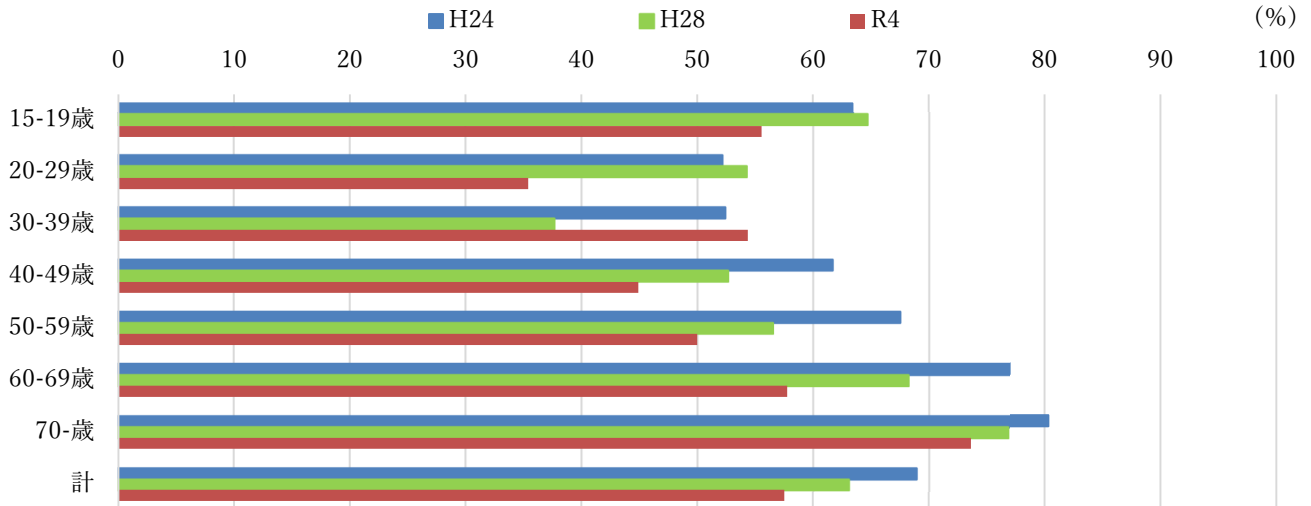


＜出典：いわて健康データウェアハウス（岩手県）＞

⁹ 食を営む力：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力。保育所保育指針(平成29年3月厚生労働省)において、食育の目標として「食を営む力」の育成を掲げている。

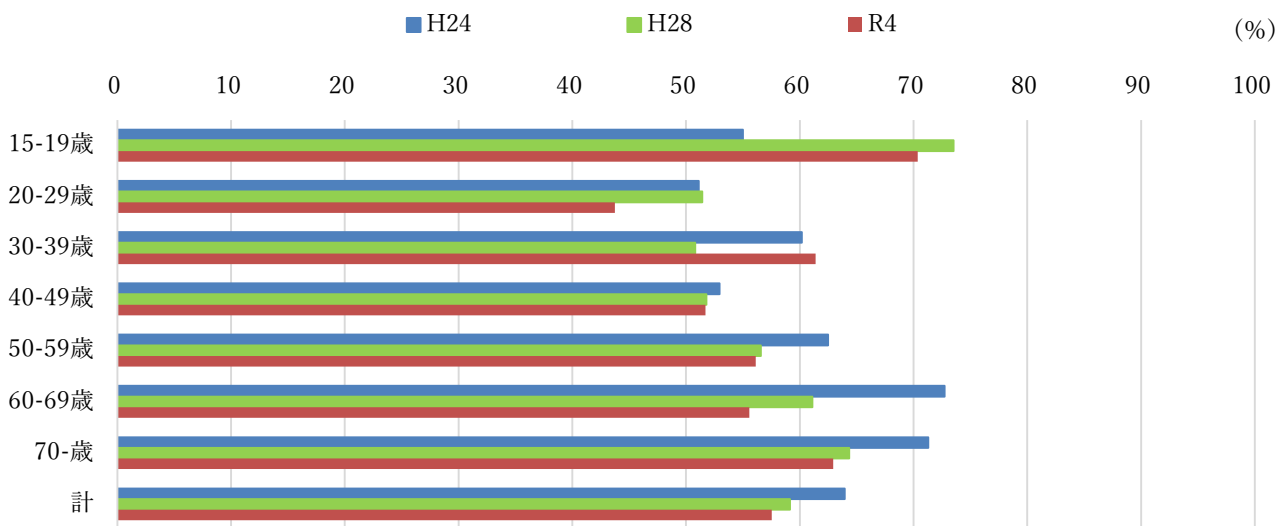
¹⁰ 出典：「令和5年度子ども若者★いけんぶらす事業」（こども家庭庁）

主食・主菜・副菜を揃えた食事が1日2回以上



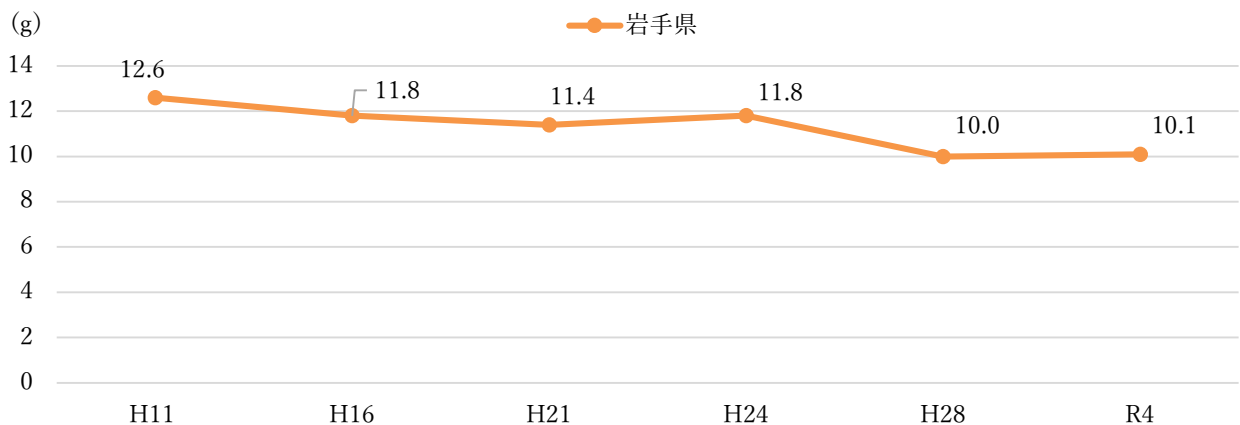
<出典：県民生活習慣実態調査(岩手県)>

毎日最低1食以上、家族や友人などと一緒に食事をしている者



<出典：県民生活習慣実態調査(岩手県)>

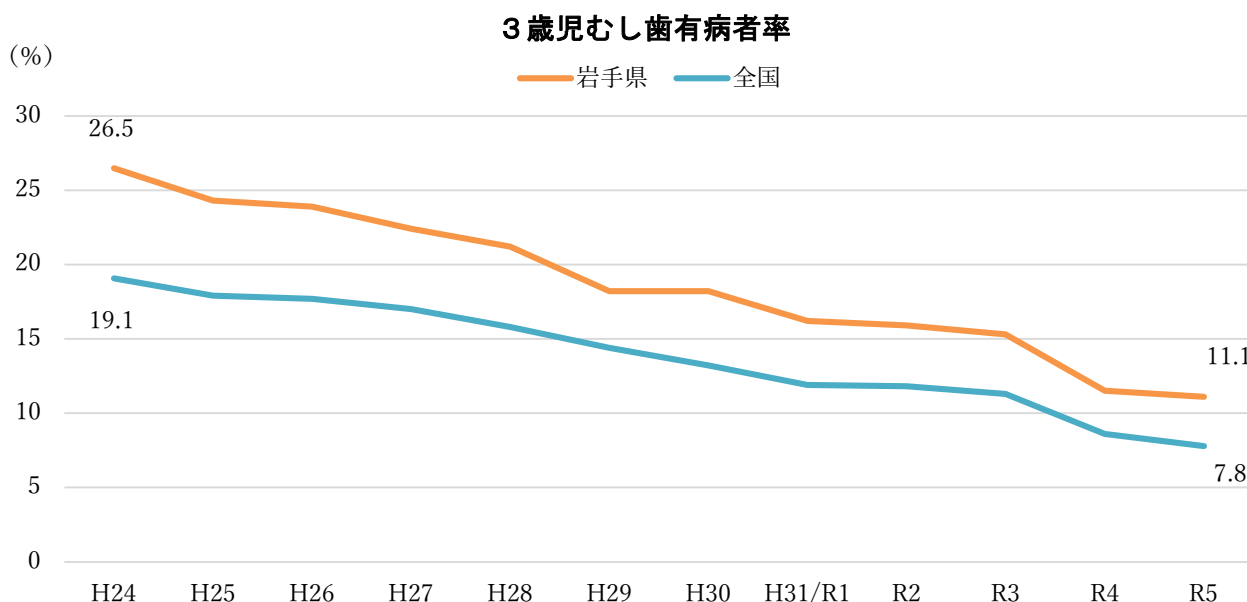
1人1日当たり食塩摂取量(20歳以上)



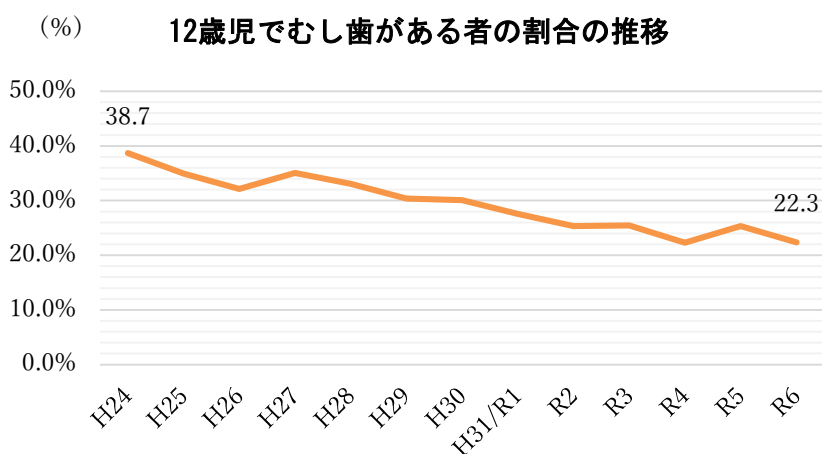
<出典：県民生活習慣実態調査(岩手県)>

- ◆ 子どものむし歯有病者率は、毎年着実に減少していますが、3歳児のむし歯有病者率は全国平均と比較して高くなっています。

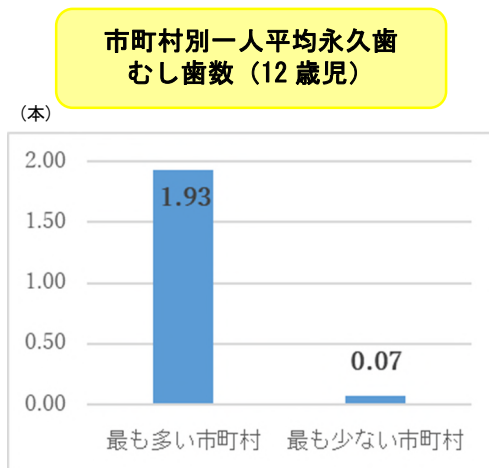
また、12歳児のむし歯有病者率は減少傾向にあるものの、一人平均永久歯むし歯数については、最も多い市町村が1.93本に対し、最も少ない市町村では0.07本と、その差は1.86本となっており、市町村格差が課題となっています。このため、今後も子どものむし歯を予防し、健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進める必要があります。



<出典：地域保健・健康増進事業報告（3歳児歯科健康診査結果集計）（厚生労働省）を基に岩手県作成>



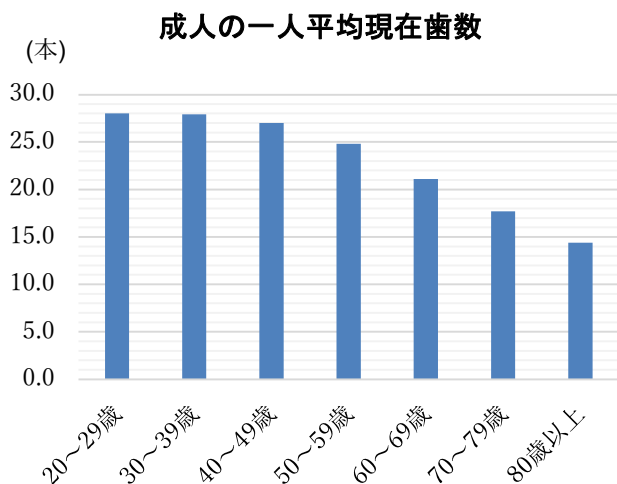
<出典：公立学校定期健康診断結果集計（岩手県）>



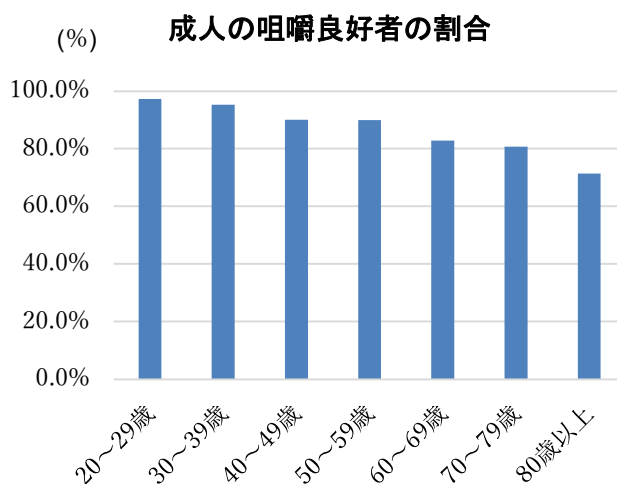
<出典：令和6年度公立学校定期健康診断結果集計(岩手県)>

- ◆ 成人の一人平均現在歯数¹¹は年齢とともに減少しており、これと比例するように何でも食べられる咀嚼良好者の割合も減少しています。歯の喪失の主な原因は、むし歯と歯周病であることから、生涯にわたり何でも食べられるように、むし歯と歯周病の予防や重症化の防止を推進する必要があります。

また、高齢者は口腔機能¹²の低下により摂食・嚥下に困難をきたす場合が多いことから、口腔機能の維持・向上¹³を進めることが必要です。



<出典：令和4年県民生活習慣実態調査(岩手県)>



<出典：令和4年県民生活習慣実態調査(岩手県)>

- ◆ 県内の各小学校・中学校・高等学校において、肥満予防・改善の取組を進めているところですが、肥満傾向児の出現率は、全国平均よりも高い状況が続いています。

また、学校における食育については、ほぼ全ての公立小・中学校において、「食に関する指導¹⁴の全体計画」¹⁵に基づき、学校教育活動全体の中で取り組まれています。公立高等学校では計画の策定割合が約4割にとどまっていることから、高校生を対象とした計画的かつ継続的な取組の支援が必要です。

¹¹ 一人平均現在歯数：現在歯（現在、口の中に残っている歯）の一人当たりの平均本数。対象者にみられた現在歯数の総本数を対象人数で割った値。

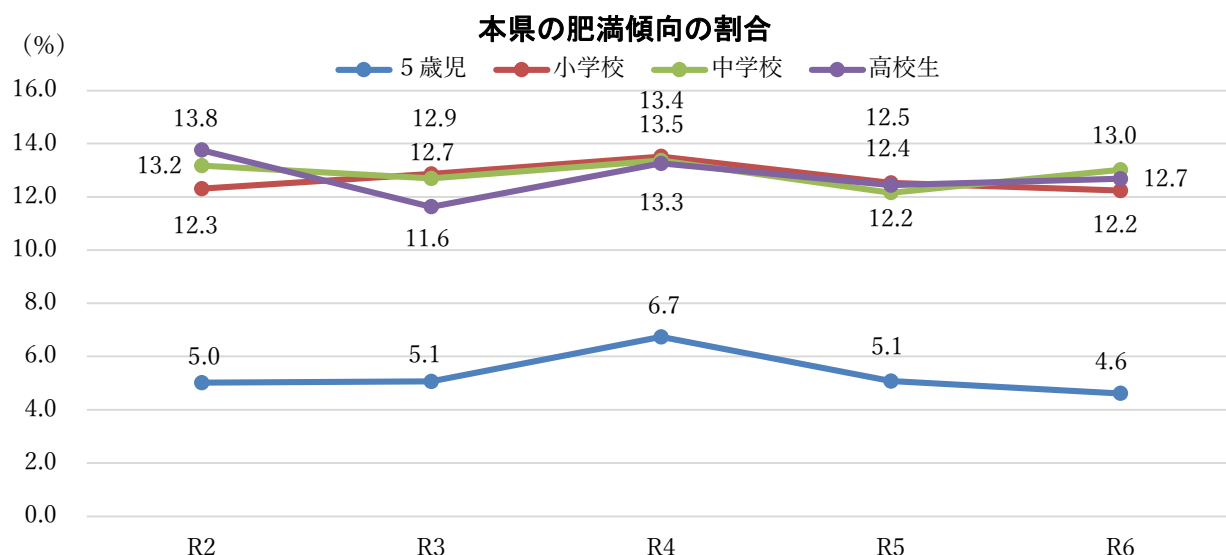
¹² 口腔機能：嚥む、食べる、飲み込む、話す、呼吸する、唾液を出すなどの口が担う機能の総称。

¹³ 口腔機能の維持・向上：口の持っている働きを健全に維持するため、口の中の清掃と口の機能訓練によって、口の中の衛生状態と機能を維持・改善すること。

¹⁴ 食に関する指導：学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を育成することを目指すもの。文部科学省は、食に関する指導の目標を次のように設定している。

（知識・技能）食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。（思考力・判断力・表現力等）食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。（学びに向かう力・人間性等）主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

¹⁵ 食に関する指導の全体計画：学校教育活動全体の中で、体系的な食に関する指導が計画的、組織的に行えるよう、学校が作成する計画。



＜出典：学校保健統計調査（文部科学省）を基に岩手県作成＞

【肥満傾向の割合の全国との比較（小学生・中学生・高校生の全学年）】

	小学生		中学生		高校生	
	R2 年度	R6 年度	R2 年度	R6 年度	R2 年度	R6 年度
全国	9.8%	8.7%	10.3%	10.1%	9.6%	9.4%
岩手県	12.3%	12.2%	13.2%	13.0%	13.8%	12.7%

＜出典：学校保健統計調査（文部科学省）を基に岩手県作成＞

- ◆ 生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくためには、生活習慣病の予防や重症化予防の取組も必要です。

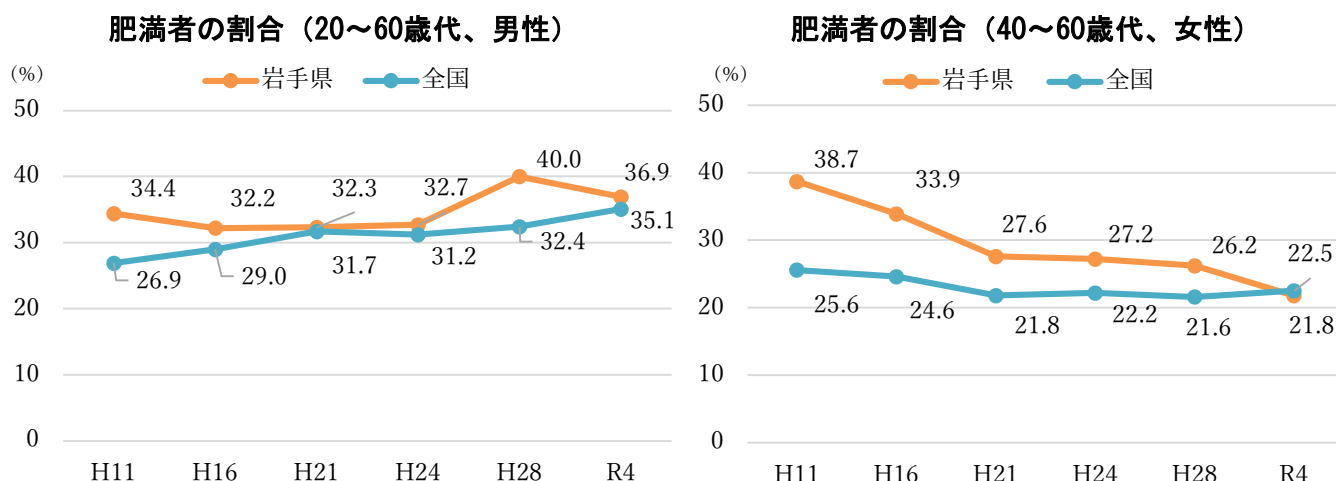
肥満者の割合の推移を見ると、40 歳代から 60 歳代までの女性の肥満者の割合は減少していますが、20 歳代から 60 歳代までの男性は、増加傾向にあります。

また、本県の脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率¹⁶は全国ワーストクラスであり、若年世代から健全な食生活を営むことができるよう、地域や企業における継続した生活習慣病予防の普及啓発や食環境整備を進める必要があります。

さらに、不適切な食習慣は長期に継続される傾向にあることから、特に若年層の食に対する意識の改善を図る必要があります。

¹⁶ 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（平成 27 年モデル人口）にあてはめて算出した値

【肥満者の割合の推移】



＜出典：国民健康・栄養調査（厚生労働省）、県民生活習慣実態調査（岩手県）を基に岩手県作成＞

【脳血管疾患・心疾患の男女別年齢調整死亡率（人口 10 万対）の全国と岩手県との比較】

疾患別	性別	全国	岩手県
脳血管疾患	男性	93.8	147.2
	女性	56.4	84.3
心疾患	男性	190.1	213.0
	女性	109.2	121.6

＜出典：人口動態統計特殊報告（令和 2 年都道府県別年齢調整死亡率（H27 モデル人口））（厚生労働省）＞

取組の方向性

望ましい食習慣の形成のためには、実践期間の長い大人の生涯にわたる健全な食習慣の形成が重要となりますが、その基本的な習慣を身に付けるには、味覚や食への関心等を育む時期である乳幼児期の健全な食習慣の形成と、様々な学習や体験活動を通じて自らの心身の健康の基礎となる習慣を身に付ける小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成が重要となります。各ライフステージに応じた食育を通じ、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です。

そのため、具体的には次の 3 項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 乳幼児期からの正しい食習慣の普及啓発などを通じ、乳幼児期の健全な食習慣の形成を推進します。
- (2) 家庭への食育の重要性の普及啓発を図るとともに、家庭、学校等における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の取組を支援し、小学生・中学生・高校生の望ましい食習慣の形成を推進します。
- (3) 健康づくりボランティアを通じた食育の重要性への普及啓発のほか、若者から高齢者までの大人の世代における食生活の改善を支援する「大人の食育」の推進など、生涯にわたる健全な食生活の形成を推進します。

1 乳幼児等の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援（保健福祉部）

プレコンセプションケアの観点から、やせによる貧血や骨密度・筋力の低下、月経不順、不妊、低出生体重児の出生を予防する等、将来のライフデザイン形成も連動した、妊娠前からの食事バランスガイドに基づく食事指導を支援します。

妊娠中のバランスのとれた食生活の実践と出産・子育てに必要な体力づくりを促進するため、「妊産婦のための食事バランスガイド（平成 18 年 2 月厚生労働省）」に基づき、妊産婦に対する食事指導を支援します。

また、母乳育児や乳幼児の発達段階に応じた離乳などの適切な支援のあり方について基本的事項が示された「授乳・離乳の支援ガイド（平成 31 年 3 月厚生労働省）」に基づき、乳幼児期からの正しい食生活について普及啓発を行います。

○ 子育て相談の実施（保健福祉部）

子育て家庭を支援するため、基本的生活習慣や食生活をはじめとする様々な子育ての不安や悩みに関する電話相談やメール相談に対応し、適切な助言等を行います。

○ 口腔の健康づくりの推進（保健福祉部）

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、保育所及び幼稚園等でのフッ化物応用法¹⁷の利用促進等により、むし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

また、むし歯予防対策としてフッ化物洗口法の導入を希望する保育園や幼稚園等において、園医等の歯科医師及び歯科衛生士が専門的・技術的支援を行います。

○ 特定給食施設等への指導（保健福祉部）

給食を通じて健康の維持増進に必要な適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

¹⁷ フッ化物応用法：フッ化物を使用することにより歯の質を酸に対して強くし、むし歯から守る方法。全身応用法と局所応用法があり、日本ではフッ化物配合歯磨剤による歯磨き、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の局所応用法が主に利用されている。

2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 学校における食育の推進（ふるさと振興部、教育委員会事務局）

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するため、管理職や教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催などにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に関する文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

○ 肥満予防のための取組支援（教育委員会事務局）

規則正しい生活習慣の確立のため、担任や養護教諭、栄養教諭等による児童生徒や保護者への相談・指導等を行うとともに、関係機関と連携した取組を支援します。

また、児童生徒一人一人のより良い生活の確立を目指し、「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」形成に係る担当者が連携した一体的な取組を支援するとともに、軽度肥満児童生徒とその保護者を対象とした個別相談指導資料、食習慣啓発資料、中高生向けの指導資料を積極的に活用するなど肥満予防・改善の取組を推進します。

○ 地域との連携による食育の推進（教育委員会事務局）

生産者や関係機関と連携した食育の取組について、研修会等を通じて広く県内の学校に周知し、地域との連携による食育を推進します。

○ 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ（教育委員会事務局）

食育の取組において学校と家庭との連携が図られるよう、「食育だより」などを通じて、学校における食育の取組状況や食に関する情報を提供します。

○ 教育振興運動の展開（教育委員会事務局）

基本的生活習慣の形成や食生活の改善の取組など、地域の教育課題を自主的に解決するため、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が連携して取り組む教育振興運動を展開します。

○ 口腔の健康づくりの推進（保健福祉部）

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、学校での歯科健康教育・実技指導の実施や、フッ化物応用法の利用促進等により、むし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

また、小・中・高等学校において、学校医等の歯科医師及び歯科衛生士が、むし歯や歯肉炎、口腔外傷等をテーマとした健康教育や歯科保健指導を実施するとともに、むし歯予防対策としてフッ化物洗口法の導入を希望する小中学校等において、歯科医師及び歯科衛生士が専門的・技術的支援を行います。

○ 特定給食施設等への指導（保健福祉部）（再掲 14 ページ）

給食を通じて健康の維持増進に必要となる適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

県の取組

○ 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進（保健福祉部）

生涯にわたり健やかに生きるための基礎を培い、減塩をはじめとした望ましい食習慣を形成するのに重要な時期である子どもに対する取組の着実な実施を図るとともに、大人が食生活改善に取り組めるよう情報発信等に取り組めます。

従業員の健康管理を戦略的に実践する「健康経営」の支援等を通じて、食生活改善の取組を働きかけるとともに、飲食店での栄養成分表示や健康的な食事の開発や販売に取り組む事業者の拡大を進め、自然に健康になれる食環境づくりに取り組めます。

○ 食事バランスガイドの普及（保健福祉部）

望ましい食習慣の定着を図るため、食生活指針¹⁸（平成 28 年 6 月改定）を具体的な行動に結び付けるものとして、食事の望ましい組合せや、おおよその量をわかりやすくイラストで示した食事バランスガイド¹⁹の普及を推進します。

○ 食生活改善ツール等の活用及び普及（保健福祉部）

子どもや大人が楽しみながら食生活の改善に取り組めるよう、岩手県オリジナル教材の開発や、その活用拡大に努めます。

○ 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施（保健福祉部）

食生活改善推進員や保健推進員、運動普及推進員など、地域で健康づくり活動を行うボランティアが積極的な活動を進めることができるよう、活動支援や育成のための研修会を開催します。

○ 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施（保健福祉部）

栄養・健康づくり指導者の資質向上を図るため、市町村栄養士や健康運動指導士等を対象とした食生活や運動指導関係者の研修会を開催します。

○ 地域の食生活習慣実態の調査の実施（保健福祉部）

幼児や児童生徒、成人などライフステージ別の食生活習慣に関する情報を継続的に収集し、現状や課題を分かりやすく県民に提供します。

○ 飲食店等の栄養成分表示等の促進（保健福祉部）

バランスのとれた食生活を実践しやすい環境を整備するため、料理の栄養成分を表示する飲食店の登録を促進します。

○ 口腔の健康づくりの推進（保健福祉部）

生涯自分の歯で何でも食べられるようにするため、乳幼児や児童生徒、成人等のライフステージに応じて、むし歯や歯周病、口腔機能の低下等に対する歯科保健活動を実施し、「8020

¹⁸ 食生活指針：以下 10 項目から構成される食生活に関する基本的な指針で、平成 12 年 3 月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

①食事を楽しみましょう。②1 日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。④主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを。⑤ごはんなどの穀類をしっかりと。⑥野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。⑧日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう。

¹⁹ 食事バランスガイド：食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

（ハチマルニイマル）運動」²⁰を推進します。

○ 特定給食施設等への指導（保健福祉部）（再掲 14 ページ）

給食を通じて健康の維持増進に必要となる適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

皆さんに期待すること

家 庭	・ 毎日、朝食を食べる（準備する）習慣を身に付ける。 ・ 「早寝早起き朝ごはん」を実践する。 ・ 家族全員又は誰かと一緒に食卓を囲み、楽しい会話をしながら食事をする機会を作る。 ・ 一日に2回は、主食・主菜・副菜が揃った食事を食べる（準備する）よう心がける。 ・ 自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣を身に付ける。 ・ 学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。 ・ 学校が実施する食生活に関する取組を参考に、健全な食生活を実践する。
幼稚園・ 保育所等	・ 子どもの食への興味や意欲を喚起するとともに、望ましい食習慣を育成するための取組を実施する。 ・ 家庭の食生活を含めた子育てに関する相談への助言を実施する。 ・ 家庭や地域に給食に対する情報の提供を行う。 ・ 子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・ 「早寝早起き朝ごはん」の習慣形成に取り組む。
学 校	・ 学校教育活動全体を通じた児童生徒への食に関する指導を実施する。 ・ 家庭に対する啓発活動を実施するとともに、食育に関する様々な情報を提供する。 ・ 子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・ 「早寝早起き朝ごはん」の指導を実施する。
地 域	・ 歯科医療関係者等による口腔の健康づくりの実施により、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・ 近隣住民等に健康的な食生活に関する情報を提供する。 ・ 学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。
事業者	・ 健康経営の取組を通じ、従業員の食生活改善等健康づくりを推進する。
食品関連 事業者	・ 飲食店における栄養成分表示を積極的に進める。 ・ 県民が健康的な食選択ができるよう、健康的な食品の開発や販売の支援、情報発信に取り組む。
市町村	・ 乳幼児健診や各種事業を通じた子どもの健康と食に関する相談体制を充実させる。 ・ 子育て世代（20～40 歳代）が参加しやすい方法による健康や食に関する各種教室を積極的に開催する。 ・ 食生活改善推進員を養成する。 ・ 歯科医療関係者等と連携して住民の口腔の健康づくりを実施し、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・ 家庭や学校、地域が連携して行う食育に関する行事や活動を支援する。

²⁰ 8020（ハチマルニイマル）運動：「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とう」という国民の歯の健康づくり運動。高齢者対象の調査で、歯が 20 本以上あれば食品の硬さや調理方法に関係なく、ほとんどの食品が食べられることが明らかにされたことに加え、また運動が始まった平成元年当時の平均寿命が約 80 歳であったことからこの目標が掲げられた。

第2節 食の安全安心を支える食育の推進

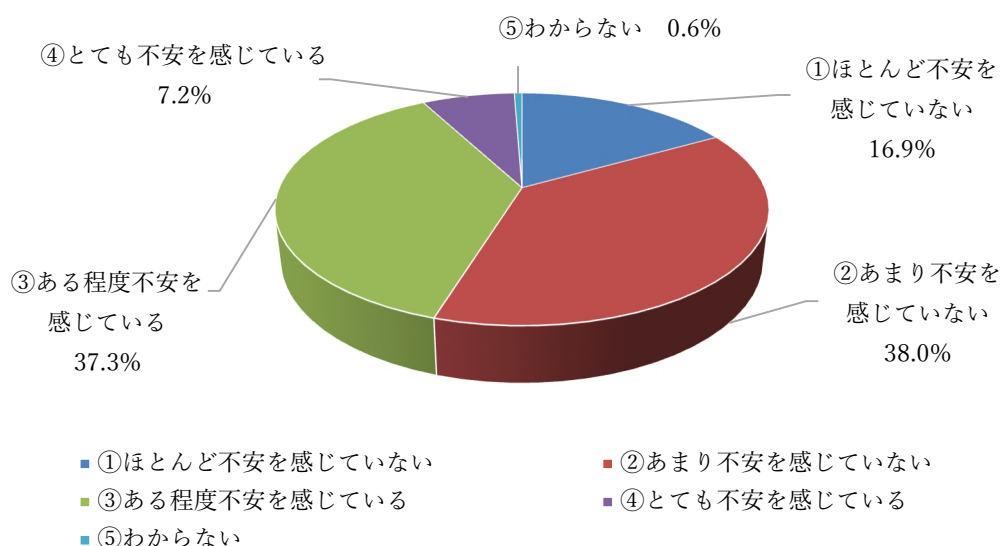
めざす姿

食品の安全性に関する情報提供や食品表示の適正化の推進を通じて、県民が食について自ら考え、安全な食品を自らの判断で正しく選択する力を養っています。

現状と課題

- ◆ 食の安全を揺るがす食中毒や食品の偽装は、依然として発生しています。
- ◆ 令和6年度に実施した希望郷いわてモニターアンケートによると、県民の食品の安全性に不安を感じている人の割合は、令和元年度の49.3%から令和6年度には44.5%に減少しました。
しかし、依然として約半数の県民が不安を抱えている状況のため、今後も、食の安全安心を確保する取組を行う必要があります。
- ◆ 食品の信頼向上のためには、県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図る必要があります。そのため、消費者、事業者、行政など関係者間で意見交換等を行うリスクコミュニケーション²¹の開催などにより、食品の安全性等に対する県民の理解を深める必要があります。
- ◆ 食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品に関する情報を正しく選択できるよう、また、食品表示やHACCPに沿った衛生管理などの制度について県民の理解が深まるよう、食の安全安心に関する出前講座等の学習の機会を提供していく必要があります。

食品の購入にあたって不安を感じますか



<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

²¹ リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

- ◆ 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択における重要な情報の一つであり、食品表示法に基づく適正な表示が求められますが、認識不足等から適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。令和2年の食品表示法完全施行後も加工食品に対する原料原産地の表示や遺伝子組換え食品など表示方法の改正が続いていることも踏まえて、食品関連事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- ◆ 本県を会場とする様々な大規模イベント等が開催されることにより、全国各地から来県する方々に、安心して食品を購入し、食べていただくためにも、適正な食品表示の推進を図る必要があります。
- ◆ 食品の安全に関する情報が氾濫する中、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく「食の自己管理能力」が必要になっています。
- ◆ 食品情報の提供と食品表示の適正化を推進するため、牛肉及び米のトレーサビリティ制度は引き続き普及・定着を図る必要があります。
- ◆ 近年、豪雨等による自然災害が各地で発生しており、避難所における炊き出しなど食料の提供が行われる場合があります。県では、このような状況に備え、災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを策定し、災害時の食中毒防止等の体制を整備しています。災害発生時は同マニュアルに基づき、避難所の状況に応じた食中毒予防について速やかに徹底する必要があります。
また、岩手県災害備蓄指針では、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な備蓄の目安などを定めていますが、岩手県地域防災計画では、3日分程度の食料の備蓄を県民の役割としており、県や市町村に限らず、家庭や事業所においても食料の備蓄を行う必要があります。

取組の方向性

食の安全安心を支える食育の推進には、健全な食生活を実践するために、食品の安全性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自らの判断で食品を選択する力をつけていく必要があります。

このため、県民への食品の安全性に関する情報や学習機会の提供などにより、食の安全性に関する知識の普及と理解の増進を図ります。

そのため、具体的には次の2項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 食に関する幅広い情報をSNS等の多様な手段で発信するほか、リスクコミュニケーションや出前講座等の充実等により、食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進を図ります。
- (2) 自主回収等の情報のSNSによる情報提供や食品表示に関する適正化な店舗指導などを通じ、食品情報の提供と食品表示の適正化を推進します。

1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

県の取組

○ 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進（環境生活部）

県民と食品関連事業者との相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを実施します。

○ 食の安全安心に関する出前講座等の実施（環境生活部）

生産から販売に至る各段階における県民の食品の安全性の確保に資するため、食の安全安心に関する講座（出前講座）の開催や講習会等への講師の派遣を実施し、農薬の安全性や食品表示、H A C C P に沿った衛生管理などの理解の促進と、食品に関する適正な判断力の養成等を図ります。

○ 食品の安全性等に関する情報の発信（環境生活部）

家庭、学校、地域の各場面で食品の安全性等に関する理解の増進を図るため、食品の安全性等に関する食品関連事業者や県の取組のほか、他県で発生した事案等に関する情報を、ホームページやSNSなどの広報媒体を通じて発信します。

○ 災害発生に対応した食の安全安心の確保（復興防災部、環境生活部、保健福祉部）

災害が発生した場合は、食中毒の防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを見直します。

また、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料の計画的な備蓄を行うとともに、県民や事業所の備蓄を促進します。

○ 学校における食育の推進（ふるさと振興部、教育委員会事務局）（再掲 15 ページ）

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するため、管理職や教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催などにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に関する文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

県の取組

○ 食品表示に関する店舗への指導（環境生活部）

食品表示の適正化を推進するため、店舗に対して食品表示の指導等を行うとともに、食品表示法に基づく重点的な監視・指導に併せて最新の食品表示制度の普及・定着を図ります。

○ 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実（環境生活部）

食品表示の適正化を図るため、県内の消費者を食品表示ウォッチャー²²として委嘱するとともに、研修会の開催等により食品表示制度の理解向上と、モニタリング活動の充実を図ります。

○ 食品の適正表示を推進する者の養成（環境生活部）

食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会に講師を派遣し、食品表示に関する知識の普及を図ります。

○ 食品表示に関する相談の実施（環境生活部）

食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番²³の設置や食品表示専門員の配置により、県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づき、制度改正等を踏まえて店舗点検などの監視・指導を実施します。

○ 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供（環境生活部）

食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収を指導するとともに、緊急性を要するものや重篤なものについては、他の都道府県で実施されたものも含め、自主回収情報を SNS などの広報媒体により速やかに県民に提供します。

○ 食品に関するトレーサビリティ制度の普及（農林水産部）

本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより、情報を開示します。

また、米トレーサビリティ法の普及・定着に向け、国と連携し、食品事業者等を対象として、必要に応じて指導を行います。

²² 食品表示ウォッチャー：県が消費者に委嘱し、日常の買い物などの中で、店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を求める制度。

²³ 食品表示 110 番：食品表示についての相談と不適正表示に関する情報提供に対応する窓口として、県庁内に設置しているダイヤル。

皆さんに期待すること

家 庭	・ リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・ 食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について知識と理解を深める。 ・ 食品表示を有効活用する。 ・ 牛肉・米トレーサビリティ制度により伝達された産地情報を商品選択の参考とする。 ・ 災害に備え、各家庭において、家族の3日分の食料を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うように努める。
学校・幼稚園・保育所等	・ 給食の時間や家庭科など関連する教科等の時間において、食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について学ぶ。 ・ 食品の生産・製造・加工、流通・販売について学ぶ。 ・ リスクコミュニケーションへの参加に努める。
食品関連事業者	・ リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・ 食の安全安心の確保に関する情報を分かりやすく、適切に提供する。 ・ 食品の生産・製造・加工、流通・販売の仕組みなどの食の安全安心に関する学習を支援する。 ・ 食品に関する情報提供を推進する。 ・ 食品表示を適正に行う。 ・ 関係法令の遵守及びトレーサビリティに必要な取組（牛肉・米穀等の取組情報の記録・保存及び産地情報の伝達の実施）を行う。
市町村	・ 消費者に対し、食品表示や食品衛生等に関する普及啓発を行う。

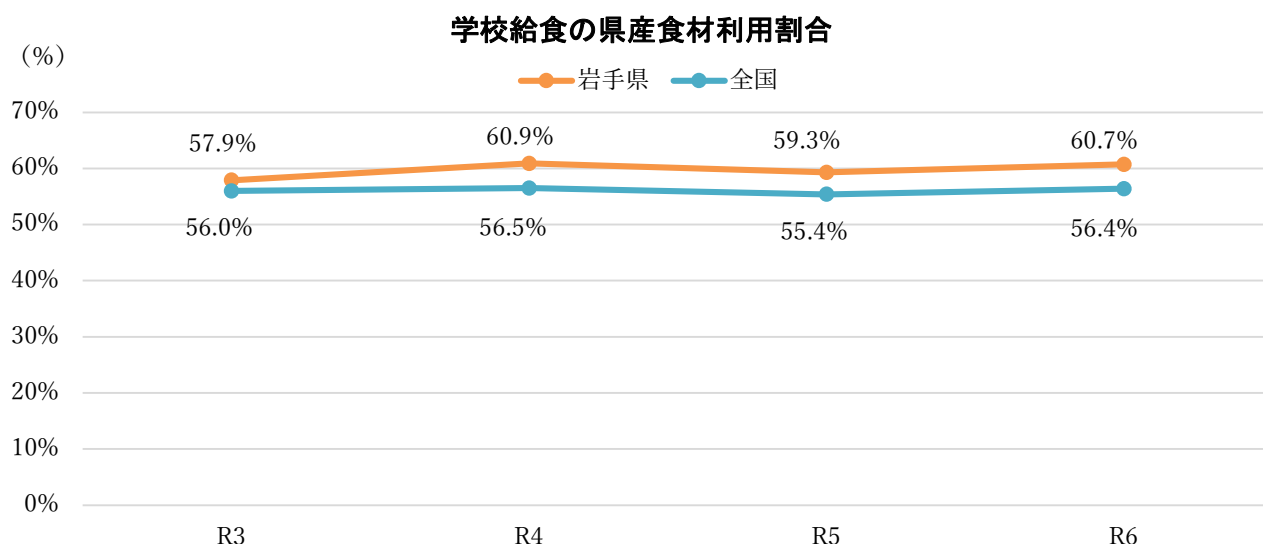
第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

めざす姿

県内各地の伝統や風土に培われた、多彩な食文化の継承や食品ロスの削減について理解を深めるとともに、生産者と消費者との交流や農林漁業体験等を通して、食に対する感謝と岩手への愛着を育んでいます。

現状と課題

- ◆ 食料の生産から消費に至るまでの食の循環は、多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝の念や理解を深めることが重要です。生産者と消費者との交流や都市と農山漁村の共生と交流等を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築することで「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図るほか、食を支える農山漁村コミュニティの維持・活性化を進めていく必要があります。
- ◆ 県民運動として展開してきた「地産地消²⁴」の推進は、「いわて食財の日²⁵」や学校給食、食品産業関係者による一体的な取組に加え、民間団体による地産地消運動の活発化など県民の参画による自発的な取組として展開されています。また、地産地消促進計画を策定した市町村が増加しました。今後も、県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者との結び付きを更に強化するなど、地産地消の取組を支援していく必要があります。
- ◆ 学校給食における県産食材使用割合（金額ベース）については、令和6年度は60.7%と全国平均（56.4%）を上回っています。引き続き、安全で信頼できる県産食材を使用した学校給食を通じた食育を推進していく必要があります。



＜出典：学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（文部科学省）を基に岩手県作成＞

²⁴ 地産地消：「地場生産ー地場消費」を略した言葉で、「地元でとれた生産物を地元で消費する」という意味で使われる。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されており、全国的に取組み事例が増加している。

²⁵ いわて食財の日：毎月1回第4土曜日を中心とする3日間。小売店や産直施設、外食店舗等で、県産農林水産物やそれらを用いた調理品を提供して頂き、県内の各家庭における県産農林水産物の利用の気運を盛り上げるために県が設定した。

- ◆ 食品ロスは、日本全国で約464万トン（令和5年度農林水産省及び環境省推計）と推計されており、食料の約6割を海外に依存する一方で、大量の食品ロスが生じています。食品ロスや食品廃棄物は処理に高額な経費を要する上、化石燃料の使用が地球温暖化につながっていることから、食品ロスの発生をできる限り抑制し、環境負荷の低減を図るとともに、家計負担の軽減や生産性の向上につなげる必要があります。
- ◆ 県内において、小中学校等の農林漁業体験学習におけるインストラクターの派遣等が実施されています。今後もこうした取組の更なる促進により、食料の生産等に関する理解を深める必要があります。
- ◆ 教育旅行者等の増加に伴い、農山漁村地域の交流人口が拡大してきていることから、より一層の交流人口の拡大に向けて、受入体制を強化する必要があります。
- ◆ 地域における郷土料理などに関する知識や技術を有した人材である「岩手県食の匠」²⁶が中心となり、各地で岩手の食文化の伝承活動を行っています。今後も、継続的に後継者を育成し、次代を担う若い世代に本県の多彩で豊かな食文化や食生活を継承していく必要があります。

取組の方向性

食料供給県としての特性を生かした食育の推進には、食を生み出す場としての農山漁村の維持・活性化と農林水産物の生産基盤となる環境の保全が必要となります。また、これらの取組を更に推進するためには、消費者の農林漁業に関する理解の増進や、環境に配慮した消費の拡大が必要です。加えて、地域の食材を生かした地域の食文化や食生活が継承されることで、地域の農林漁業の維持・活性化につながることから、食文化の継承も重要です。

そのため、具体的には次の4項目を重点施策として取り組むこととします。

- （1）地産地消の取組を引き続き推進するほか、地域で食育を進めていく上で、食に関する体験機会を提供する貴重な場となる生産現場を支える農山漁村の維持・活性化を図り、安定した生産と消費に向けた取組を推進します。
- （2）農林水産業・食品産業の活動が自然資本や環境に立脚していることから、その持続可能性を高めるよう、環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組を推進します。
- （3）食生活が自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動により成り立つことについての理解を深めるとともに、生産者と消費者との結びつきを強くするため、生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進を図ります。
- （4）食の多様化が進む中で、食育活動を通じて伝統的な食文化に対する県民の理解を深め、家庭や地域に受け継がれてきた食文化や食生活について次代を担う若い世代へ継承します。

²⁶ 食の匠：永年受け継がれてきた地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができる者として、県が認定した者。

1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進

県の取組

○ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消に関する取組の支援（農林水産部）

地域経済の好循環を創出するため、産地直売所等による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給に加え、県内スーパー等と連携した地産地消運動などによる農林水産物の域内消費拡大に取り組みます。

消費者に県産農林水産物の品質やおいしさなどを発信しながら、「いわて食財の日」や県内外の民間企業と連携した取組等を一層推進し、社員食堂や飲食店、家庭等における県産食材の利用拡大を進めます。

また、県産農林水産物で製造する加工食品の優良事例を収集し、県内に広く情報発信することなどにより、県産農林水産物の利用促進に取り組みます。

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進（農林水産部）

豊かな自然に恵まれた食料生産県である本県では、これまでも和食や食文化が継承されてきましたが、県オリジナル品種をはじめとする県産米の需要を拡大するため、若い世代等に対するごはん食等の機会創出に向けた取組支援や、お米の良さの啓発活動などに取り組みます。

○ 農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保（農林水産部）

食と農に関わる多様な事業者が連携し地域資源を活用した地域資源活用価値創出の取組により、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーンの構築を促進するとともに、その取組を実践する中核人材の育成に取り組みます。

○ 地域を広域的に支える体制・人材づくりなどを通じた集落機能の維持（農林水産部）

農山漁村の地域資源を活用した多様なビジネスや地域の環境保全活動、生活支援活動、防災活動など、農山漁村の活性化に取り組む地域運営組織（農村RMO）等の育成や活動支援に取り組みます。

2 環境に配慮した食料生産・消費の推進

県の取組

- 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進（環境生活部、農林水産部）

消費者を対象とした有機農業に係るセミナーの開催等により、環境保全型農業への理解醸成に取り組みます。

また、持続可能な食の実現に向け、各種セミナーや出前講座の開催のほか、広報誌やメディアなどの各種媒体を活用した情報提供等により、人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）²⁷の普及啓発に取り組みます。

- 食品ロスの削減や環境に配慮した食生活の推進（環境生活部）

家庭及び事業所等から排出される食品ロスの削減に向けて、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの周知等の食品ロス削減に資する普及啓発を推進するほか、環境教育事業などを通じ、3R²⁸の普及啓発を推進します。

また、豊かな食料供給県岩手を支える、豊かで美しい自然環境の保全のため、海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、使い捨てプラスチックの使用抑制についても普及啓発を進めます。

3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進

県の取組

- 学校等における農林漁業体験学習の支援（農林水産部）

農林水産業への理解を促進するため、小中学校等において取り組んでいる農林漁業体験学習に対し、体験インストラクター等の派遣・紹介や、関係施設の見学等の受入れなどの支援を行います。

- 都市と農山漁村の交流人口の拡大（農林水産部）

グリーン・ツーリズムによる交流人口の更なる拡大に向け、人材の確保・育成を図るとともに、各地域協議会の受入活動の活性化に向けた支援や、広域連携による教育旅行等の受入体制の整備に取り組みます。

また、水産物の直売所や漁業体験活動、マリンレジャーなど、地域の水産物や漁港施設を活用して漁村の活性化を図る「海業」の取組を促進します。

²⁷ エシカル消費（倫理的消費）：地域の活性化や雇用なども含む、人・社会・地域・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動のこと。例えば、人への配慮として、障がい者支援につながる商品の購入（選択）、社会への配慮として、フェアトレード商品の購入（選択）、環境への配慮として、エコ商品・リサイクル製品の購入（選択）、地域への配慮として、地産地消や被災地産品の購入（選択）などがある。

²⁸ 3R（スリーアール）：Reduce リデュース（ごみの発生抑制）、Reuse リユース（再使用）、Recycle リサイクル（再生利用）の3つの言葉の頭文字をとった循環型社会の形成へ向けた取り組みの総称。

4 食文化や食生活の継承

県の取組

○ 食の匠の活動支援（農林水産部）

地域における「食の匠」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を促進します。

また、食の匠の技を次世代に継承するため、後継者育成を行っていきます。

○ 食生活改善推進員等の活動支援（保健福祉部）

食生活改善推進員による郷土料理の普及啓発活動を支援します。

また、郷土食を普及することができる若い世代の育成を支援します。

○ 学校給食への郷土料理の活用（教育委員会事務局）

栄養教諭等を対象とした研修会等において、学校給食に郷土料理を取り入れることの意義を周知し、その活用推進を図ります。

○ 学校における食育の推進（ふるさと振興部、教育委員会事務局）（再掲 15 ページ）

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するため、管理職や教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催などにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に関する文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進（農林水産部）（再掲 25 ページ）

豊かな自然に恵まれた食料生産県である本県では、これまでも和食や食文化が継承されてきましたが、県オリジナル品種をはじめとする県産米の需要を拡大するため、若い世代等に対するごはん食等の機会創出に向けた取組支援や、お米の良さの啓発活動などに取り組みます。

皆さんに期待すること

家 庭	・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・四季折々の家庭行事などで郷土料理や行事食をつくり、楽しく食卓を囲む。 ・県産食材や地元で採れる季節の食材を使った家庭料理を心がける。 ・祖父母や親から“我が家に伝わる料理”を積極的に学び、次世代に伝える。 ・食べ残しをしない。 ・食材は使い切り、料理くず等を出さないよう調理方法を工夫する。 ・マイボトルやマイ箸を活用するなど、使い捨てプラスチックの使用をできるだけ控える。 ・エシカル消費に関する理解を深める。
幼稚園・ 保育所等	・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・行事や実習等の体験を通じて、幼児期から地域の食文化に触れる機会を提供する。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を給食に取り入れる。 ・給食、お弁当を残さず食べる「もったいない」の習慣を培う。
学 校	・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・農林漁業の体験活動を通じて、地域の食材に対する理解を深める。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を学校給食に取り入れ、食に関する指導の生きた教材として学校給食を活用する。 ・家庭に対する啓発活動や、情報提供を行う。 ・給食、お弁当を残さず食べ、「もったいない」の習慣を培う。 ・食品ロス削減に関する理解を深める。 ・エシカル消費に関する理解を深める。
地 域	・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・地域行事や共食事業等の機会を活用し、地元食材や県産食材を取り入れるとともに、郷土料理を食して伝える機会を提供する。
食品関連 事業者	・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させる。
市町村	・農林漁業体験学習関係者の連携を推進する。 ・食文化や郷土料理の継承関係者間の連携や、食の匠等による伝承活動のための環境づくりを推進する。 ・食文化や郷土料理を継承できる人材を育成する。

第4節 地域に根ざした食育の推進

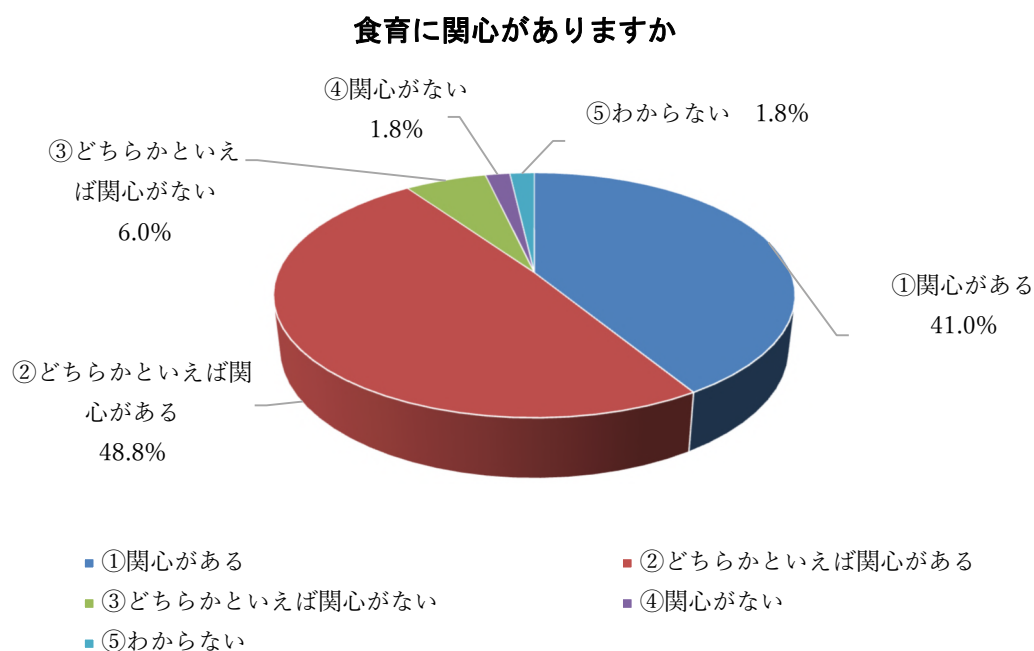
めざす姿

県民一人ひとりが、食育の重要性を認識し、自らの意思で日常的に食育に取り組み、地域に根ざした食育推進が展開され、次世代につながれています。

現状と課題

- ◆ 全県的な食育推進運動組織「岩手県食育推進ネットワーク会議」（令和7年度 44 団体）を平成 18 年に設立し、20 年間にわたり各種団体等と連携した普及啓発等に取り組んできました。希望郷いわてモニターアンケート結果によると、食育を実践している県民の割合は、令和元年度は 66.6%、令和6年度は 53.8%と減少傾向が見られますが、その一方で、県民の食育の関心度については、令和6年度調査では 89.8%となり、令和元年度の 84.1%から微増しています。引き続き、県内の食育関係団体との協力しながら、県民一人ひとりが自ら食育を実践するよう様々な取組を行う必要があります。
- ◆ 令和6年度末現在、市町村食育推進計画は全市町村において策定されていますが、計画策定率 100%が維持されるよう、引き続き計画の見直しが適切に行われるよう支援を行っていく必要があります。
- ◆ ライフスタイルの変化や家族形態の多様化に応じた地域等における食育を進める必要があります。

また、不適切な食習慣は長期に継続される傾向にあることも踏まえ、特に若い世代の食に対する意識改善を喚起する必要があります。



＜出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）＞

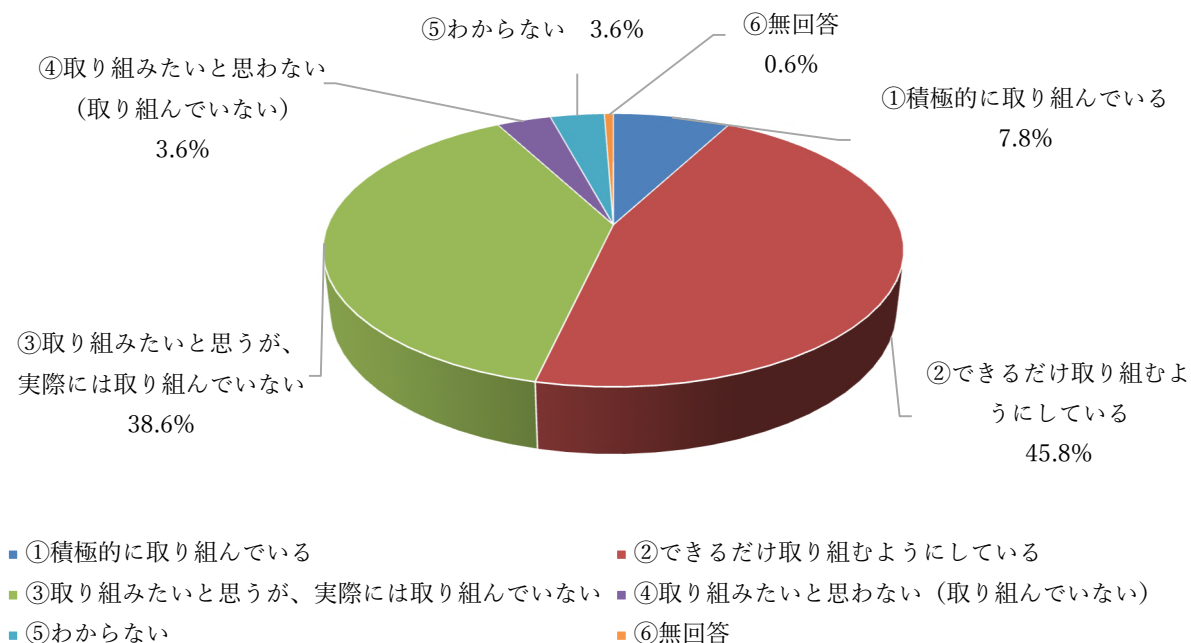
【希望郷いわてモニターアンケート（食育への関心）】

	R2	R3	R4	R5	R6
関心がある	87.6	81.6	86.3	83.6	89.8
関心がない	11.9	12.9	10.3	13.2	7.8

※関心がある（関心がある＋どちらかといえば関心がある）、関心がない（関心がない＋どちらかといえば関心がない）

<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

食育の取組を行っていますか



<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

【希望郷いわてモニターアンケート（食育の取組の実践）】

	R2	R3	R4	R5	R6
行っている	53.7	56.4	54.3	51.6	53.6
行っていない	42.4	41.1	40.0	43.4	42.2

※行っている（取り組んでいる＋取り組むようにしている）、行っていない（取り組んでいない＋取り組みたいと思っていない）

<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

【都道府県及び市町村の食育推進計画作成割合】

令和7年3月末現在

	市区町村数	食育推進計画作成市区町村数（割合）
全国	1,741	1,587（91.2%）
岩手県	33	33（100.0%）

<出典：農林水産省ホームページ (<https://www.maff.go.jp/syokuiku/shichoson/index.html>) >

取組の方向性

地域に根ざした食育を推進するためには、食育が全ての県民の生涯にわたる重要なものであり、県民一人ひとりが食育を自らの問題としてその重要性を認識し、できるだけ多くの県民が自らの意思で取り組む食育推進県民運動を進めていく必要があります。また、地域の文化を守り特性を生かした市町村や地域における食育の推進が重要です。

そのため、具体的には次の２項目を重点施策として取り組むこととします。

- (１) 岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体間の連携強化等を図るほか、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域、岩手県食育推進ネットワーク会議等、多様な関係者と一体となった食育の取組を推進し、食育推進県民運動を展開します。
- (２) 市町村との連携を深め、全ての市町村が計画的に食育を推進できるよう支援するとともに、市町村食育業務担当者研修会の開催などによる情報共有などを通じ、市町村や地域における食育の支援を行います。

1 食育推進県民運動の展開

県の取組

○ 食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化（環境生活部）

第一次岩手県食育推進計画の策定にあたり、食育推進の全県的な展開を図るため、食育推進県民運動を展開し、その運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議を設立しました。

設立から 20 年を経過し、食育推進県民大会等の取組により食育への関心のある県民の割合が高まるなど、県民運動の着実な成果が見られるところですが、今後も継続してより効果的な運動を推進する必要があります。

そのため、岩手県食育推進ネットワーク会議の各構成団体で実践している各種食育の取組をネットワーク会議内で共有し、このうちよりよい取り組みを新たな県民運動として展開を図れるよう、各構成団体間の横のつながりを強化していきます。

○ 食育月間等における食育の普及（環境生活部、保健福祉部、農林水産部）

食育推進運動を重点的かつ効果的に展開するため、毎年 6 月の「食育月間²⁹」及び毎月 19 日の「食育の日」のほか、「いわて減塩・適塩の日³⁰」や「いわて家庭の日³¹」、「いわて食財の日」などの食育に関連する行事も活用しながら、岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体と連携し、食育の普及啓発活動を実施します。

食育普及啓発キャラバンでは、訪問先での直接的な普及啓発のほか、朝食の重要性についての理解を促進する啓発資料のほか、岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体等が作成した資料の配布を行うなど、内容の充実を図ります。

また、食育推進県民大会を継続的に開催するとともに、内容の工夫や見直しを行い、より多くの県民が参加することにより、県民運動の機運の一層の醸成を図ります。

さらに、県民が食育に具体的に取り組む上で参考となる資料や、各団体の食育の取組をまとめた食育取組事例集等を活用し、食育の一層の普及を図ります。

○ 食育推進貢献者等の表彰の実施（環境生活部）

地域社会への貢献度が高く、他のモデルとなる実践的な食育推進活動に取り組んでいる個人又は団体を表彰するとともに、その優れた活動を広く周知します。

○ 食育に関する広報活動の推進（環境生活部）

食育の重要性について県民理解の浸透を図るため、岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体と連携し、食育に関するコンクールなどにより、広報活動を実施します。

また、大学生等の若い世代が食の大切さへの理解を深めるための取組を強化するため、デジタル化に対応した研修会やホームページなどの各種広報媒体を通じて、市町村や岩手県食育ネットワーク会議の構成団体などによる食育の取組に関する情報を県民に発信します。

²⁹ 食育月間・食育の日：国の食育推進基本計画で食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎年 6 月を食育月間、毎月 19 日を食育の日と定められている。

³⁰ いわて減塩・適塩の日：脳卒中をはじめとした生活習慣病予防のため、毎月 28 日を「いわて減塩・適塩の日」として県民一人ひとりが食生活と健康について考え行動する日としている。

³¹ いわて家庭の日：青少年の健やかな成長のため、毎月第 3 日曜日を「いわて家庭の日」として定めている。（公社）岩手県青少年育成県民会議が主唱し、家庭での「家族・親子のコミュニケーション」、「家族そろっての食事」「お手伝い」等、家庭における食育の重要性などの普及啓発を実施している。

○ 企業における食育活動の推進（環境生活部）

企業における食育活動を推進するため、「いわて食育応援団³²」と連携した食育活動に取り組み、様々な立場で多角的な食育の活動が推進されるよう取り組みます。

2 市町村や地域における食育の推進

県の取組

○ 市町村等における食育推進の支援（環境生活部、保健福祉部）

地域に根ざした食育を推進するため、市町村食育業務担当職員研修会の開催等により、食育に関する情報の共有や、先進的な事例の紹介などを行い、各市町村の食育推進計画の策定に関する支援や食育推進体制の整備に向けた協力・助言を通じて、地域の特性に応じた食育が展開されるよう支援します。

また、子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への拡大を図るとともに、食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮します。

皆さんに期待すること

家 庭	・家庭等で食卓を囲む機会を充実させる。 ・親子や世代間におけるコミュニケーションを確保する。 ・買い物、料理、配膳の手伝い、食前・食後の挨拶等により、食に関する基礎を学ぶ。 ・学校や保育所等、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加する。
学校・幼稚園・保育所等	・食育だより、給食展示、給食の試食会等を通じて学校給食や食に関する指導内容等を家庭と共有する。 ・保護者会等を通じて食に関する指導を行う。
地 域	・関係機関と連携し、講習会や、親子料理教室などの実施に努める。 ・幅広い世代における食育関連のリーダー育成に努める。
食品関連事業者	・食育に関する理解を深め、各事業者の事業活動などの特色に応じた食育活動を進める。
市町村	・食育を推進するための適切な組織を形成するとともに、市町村食育推進計画を策定する。 ・市町村食育推進計画に基づき、学校や保育所等、地域などと連携し、計画的に食育の施策を展開する。 ・ホームページ、広報等を通じた食育に関する情報提供を行う。

³² いわて食育応援団：食育活動に積極的に取り組んでいる企業・団体を「いわて食育応援団」として、岩手県食育推進ネットワーク会議が認証している。

第3章 計画の推進・進捗管理

第1節 計画の推進体制

1 市町村との連携

食育を推進するためには、住民に最も身近な存在である市町村が、地域の多様な関係者と連携・協力しながら地域の特性を生かして主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、県は、市町村と連携・協力しながら、食育の取組を推進します。

2 県民との協働

県は、岩手県食育推進ネットワーク会議との情報共有や、事業の連携を進めるとともに、教育関係者や生産者、事業者、ボランティアなどの関係者と連携・協力するなど、県民との協働により食育の取組を推進します。

第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表

計画の達成状況をPDCA³³サイクルによって評価するため、指標を設定し、適切に進行管理を行います。

また、計画に基づく施策の評価に当たっては、岩手県食の安全安心委員会における評価を受け、その内容を県民に公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン」の指標等を踏まえ設定している指標については、令和9年度（2027年度）以降は、第3期アクションプラン等の策定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

³³ PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階の頭文字。

主要指標項目一覧

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	児童・生徒の朝食欠食率 小学校4年生 中学校3年生 高校3年生	4.4% 12.0% 18.0%	令和 6年度	0%に 近づけ る ※	令和 12年度	- 小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 - 国の食育推進基本計画の目標値である0%に近づけることを目指します。
2	肥満傾向のある割合 小学校5年生 中学校2年生 高校2年生	15.5% 13.0% 12.0%	令和 6年度	13.5% 11.7% 10.2%	令和 12年度	- 小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 - 令和6年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。
3	食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合	90%	令和 6年度	90% 以上	令和 12年度	- 大人の食生活改善の基盤となる大人の食育に対する意識の状況を把握するために設定するもの。 - 国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。

※ 当該目標は、健康上の理由から朝食摂取が困難な子どもに配慮し、安易に目標値の達成のみを追い求めることの無いように留意するものとする。

<出典>

- 「いわて健康データウェアハウス」県健康国保課調べ
- 「定期健康診断」県教育委員会、「学校保健統計調査」文部科学省調べ
- 「希望郷いわてモニターアンケート」県県民くらしの安全課調べ

Ⅱ 食の安全安心を支える食育の推進

番号	項 目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度	96%	令和6年度	96%	令和12年度	・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進の状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。
2	食の安全安心に関するSNS(X)の投稿閲覧数※	38,400回	令和6年度	40,000回	令和12年度	・食品情報の提供と食品表示の適正化の推進の状況を把握するために設定するもの。 ・食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を幅広く発信するもの。過去実績を上回る40,000回を目指します。

※ 令和6年度における県のSNSを活用した食の安全安心に関する1回あたりの投稿閲覧数の平均値（3,200回）から算出したもの。

<出典>

- 1 県民くらしの安全課調べ
- 2 県民くらしの安全課調べ

Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

番号	項 目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	学校給食における 県産食材の利用割合 (金額ベース) 国産食材の利用割合 (金額ベース)	60.7% 90.2%	令和 6 年度	71.8% 90.7%	令和 12 年度	・地産地消の取組を推進し、域内の農林水産物の消費拡大の状況を把握するため設定するもの。 ・令和 6 年度の東北 6 県の中で、県産食材、国産食材の使用割合が最も高い数値を目指します。
2	食品ロス発生量※ 1	47,438 トン (家庭系 21,851 トン、 事業系 25,587 トン)	令和 6 年度	4.3 万 トン	令和 12 年度	・多様な主体との連携による食品ロスの削減の状況を把握するために設定するもの。 ・国の「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（第一次）」を踏まえて、H30 年度比で 18%の削減を目指します。
3	農林漁家民泊等利用者数※ 2	61,895 (人回)	令和 6 年度	75,000 (人回)	令和 12 年度	・都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組の状況を把握するために設定するもの。 ・R12（2030 年度）の目標を、国の目標（R5→R12 農泊地域の宿泊者数：1.5 倍）と合わせ、R5 年度目標（50,000 人）の 1.5 倍となる 75,000 人とします。
4	食の匠による郷土料理 紹介動画の視聴回数	13,404 回	令和 6 年度	17,500 回	令和 12 年度	・食文化の継承の推進状況を把握するために設定するもの。 ・現状の視聴回数の毎年 5 %ずつの増を目指します。

※ 1 食品ロス発生量は、当該年度に明らかとなる家庭系食品ロス発生量と事業系食品ロス発生量から推計値により算出するもの。

※ 2 農林漁家民宿利用者数（日帰り含む）と体験型教育旅行受け入れ人数（日帰り含む）の合計値。

<出典>

- 1 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」（金額ベース）³⁴ 文部科学省調べ
- 2 県資源循環推進課調べ
- 3 県農業振興課調べ
- 4 県農業普及技術課調べ

³⁴ 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査：県内 7 施設を抽出し、年 2 回実施する調査

Ⅳ 地域に根ざした食育の推進

番号	項 目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合（再掲）	90%	令和 6年度	90% 以上	令和 12年度	・食育の普及状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。
2	市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%	令和 6年度	100%を 維持する	令和 12年度	・市町村等における食育推進を支援する取組状況を把握するために設定するもの。 ・市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。

<出典>

- 1 「希望郷いわてモニターアンケート」県県民くらしの安全課調べ
- 2 県県民くらしの安全課調べ

参考指標項目一覧

番号	項 目	基準年度		該当する取組
		現状値	年度	
1	3歳児のむし歯のある者の割合	11.5%	令和4年度	第2章第1節-1
2	体力向上、学校保健、食育における学校担当者を対象とした研修会の実施回数	3回	令和6年度	第2章第1節-2
3	12歳児の（永久歯）むし歯のある者の割合	22.3%	令和6年度	第2章第1節-2
4	食に関する指導の全体計画作成校の割合 小学校 中学校 高校	100% 98.6% 42.1%	令和6年度 令和6年度 令和6年度	第2章第1節-2
5	肥満予防・改善取組実施校の割合 小学校 中学校 高校	96.2% 94.0% 88.2%	令和6年度 令和6年度 令和6年度	第2章第1節-2
6	教育振興運動における食育活動数	173件	令和6年度	第2章第1節-2
7	主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合（20歳以上）	57.5%	令和4年度	第2章第1節-3
8	食生活改善に関する出前講座等の受講者数	107回	令和6年度	第2章第1節-3
9	60歳代における咀嚼良好者の割合	82.9%	令和4年度	第2章第1節-3
10	食塩摂取量の平均値（20歳以上）	10.1g	令和4年度	第2章第1節-3
11	毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合（20歳以上）	57.9%	令和4年度	第2章第1節-3
12	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人	令和6年度	第2章第2節-1
13	食の安全安心に関する出前講座等の受講者数	3,311人	令和6年度	第2章第2節-2
14	食育担当者、栄養教諭等を対象とした研修会の実施回数	2回	令和6年度	第2章第3節-1
15	給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※1	60.0%	令和6年度	第2章第3節-1
16	県内産の農林水産物を利用している人の割合	82.9%	令和6年度	第2章第3節-1
17	農山漁村発イノベーション※2による商品化件数（累計）	72件	令和6年度	第2章第3節-1
18	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	74%	令和6年度	第2章第3節-2

番号	項 目	基準年度		該当する取組
		現状値	年度	
19	農林漁業体験インストラクター等の実施支援 実施件数 参加人数	124 件 19,796 人	令和 6 年度 令和 6 年度	第 2 章第 3 節-3
20	食の匠認定数（累計） 「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	306 人・団体 38 回	令和 6 年度 令和 6 年度	第 2 章第 3 節-4
21	食育普及啓発キャラバン実施回数	5 回	令和 6 年度	第 2 章第 4 節-1
22	市町村食育推進担当者会議の開催	年 1 回	令和 6 年度	第 2 章第 4 節-2
23	食育の取組を行っている市町村の割合	100%	令和 6 年度	第 2 章第 4 節-2
24	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り 組む市町村数	30 市町村	令和 6 年度	第 2 章第 4 節-2

※ 1 県内の給食施設（県内小中学校、高等特別支援学校、保育所等（認可保育園、認定こども園）、社会福祉施設等、病院（県立・公立）及びいわて地産地消給食実施事業所において提供される給食）において、2年に1回（毎月の1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

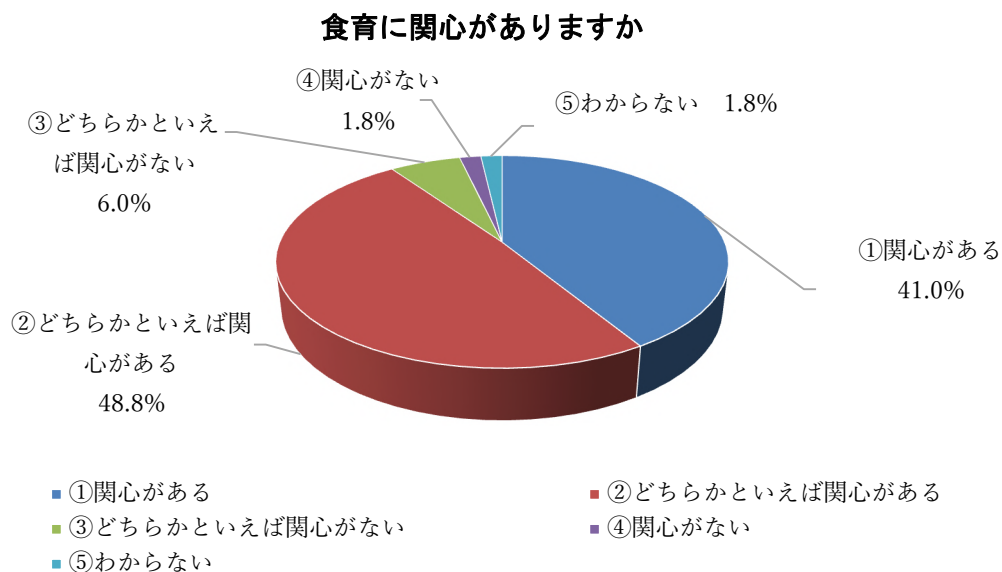
※ 2 農山漁村発イノベーション：6次産業化を発展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

1 食育に関するアンケート調査結果

食育に関する県民の意識を把握するため、令和7年2月に食育に関する県政モニターアンケート（希望郷いわてモニターアンケート）を実施しました。（回答数 166 名）

ア 食育の関心について

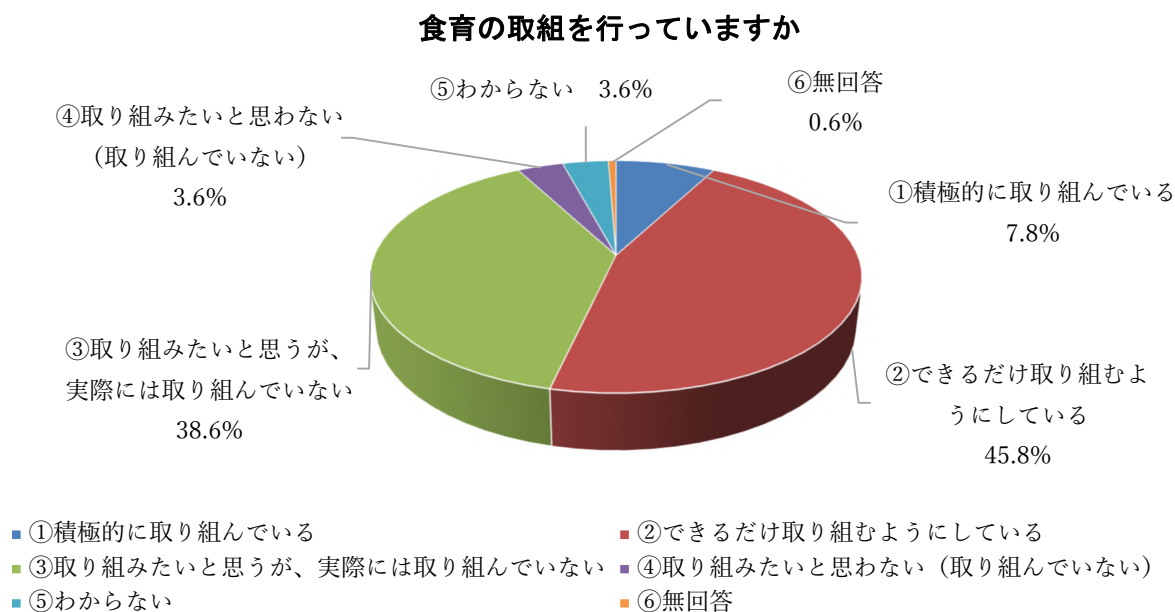
食育に関心がある人は全体の8割以上（89.8%）であり、ほとんどの人が食育に関心を持っている結果となっています。



<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

イ 食育の取組について

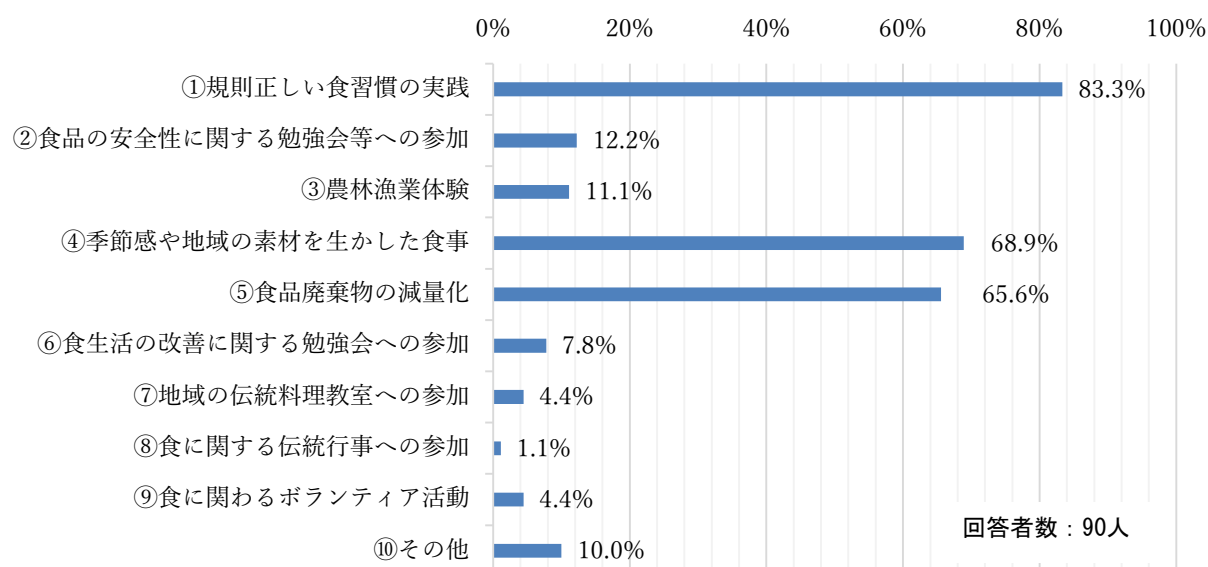
食育の取組を行っている人の割合は、53.6%であり、取り組みたいと思っているが実際には取り組んでいない人が3割以上（38.6%）であり、引き続き、食育の重要性について周知し、取組を促すことにより、食育の取組の更なる拡大が期待できます。



<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

ウ 食育の取組内容について

食育の取組として多く取り組まれているものは、①規則正しい食生活の実践 83.3%、④季節感や地域の素材を生かした食事 68.9%、⑤食品廃棄物の減量化 65.6%という結果になりました。

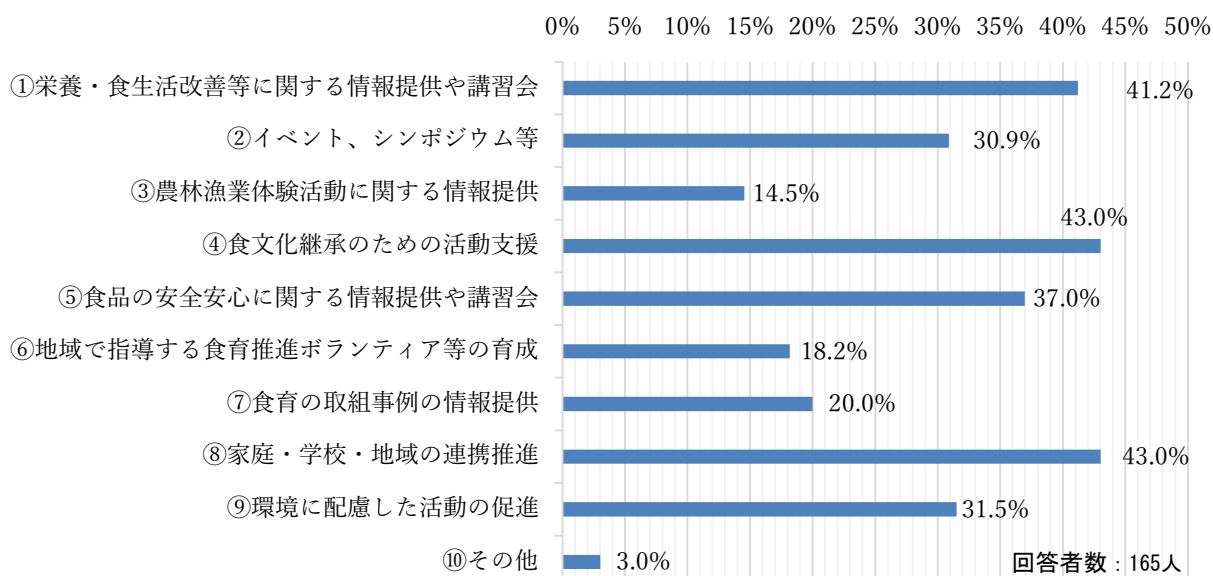


<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

※ 「その他」の主なもの：食育に関する情報収集・情報発信、仕事上での食育事業の取組、祖母や母から引き継いだ味や地域の伝統料理を子供たちに食べてもらう、食育に関するテレビ番組の視聴、食農体験への協力や議員要請、政策提言、SNS などでの政策現場の情報や声の発信 等

エ 食育を進めるための県の取組について

県に期待する食育の取組としては、「④食文化継承のための活動支援」「⑧家庭・学校・地域の連携推進」が最も多く、次いで「①栄養・食生活改善等に関する情報提供や講習会」、「⑤食品の安全安心に関する情報提供や講習会」が続く結果となりました。



<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

※ 「その他」の主なもの：食文化の楽しさを伝えるガストロノミー教育、再生産可能な生産環境の担保、生産者、販売者、消費者双方においての合理的で適正なフェアトレードの実現、食育と健康寿命を伸ばす取組 等

2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿

ア 任期が令和5年11月1日から令和7年10月30日までの委員

分 野	氏 名	選出団体等
消費者を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 副会長
	小山田 緑	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会 専務理事
食品関連事業者を代表する者	井口 一三	一般社団法人岩手県調理師会 会長
	田野 秀司	株式会社いわちく 社長付
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会 会長
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会 専務理事
	佐藤 浩文	岩手県漁業協同組合連合会 参事
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農支援部長
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社 専務取締役
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社 代表取締役
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社 編集局報道センター報道部第二部長
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部 講師
	佐藤 至	岩手大学獣医学部 教授
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部 講師

イ 任期が令和7年11月1日から令和9年10月30日までの委員

分 野	氏 名	選出団体等
消費者を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 副会長
	中村 靖子	岩手県消費者団体連絡協議会 常務理事
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会 専務理事
食品関連事業者を代表する者	吉田 良平	一般社団法人岩手県調理師会 常務理事
	田野 秀司	株式会社いわちく 専務取締役
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会 会長
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会 専務理事
	岸 伸年	岩手県漁業協同組合連合会 指導部長
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農支援部長
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社 専務取締役
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社 代表取締役
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社 編集局報道センター報道部第二部長
	佐藤 至	岩手大学獣医学部 教授
	藤原 正俊	岩手大学獣医学部 准教授
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部 講師
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部 講師